

## 児童相談所における児童虐待相談について

平成30年度の県内児童相談所における児童虐待相談対応件数等がまとまりましたので、その概要をお知らせします。

県民意識の高まりや関係機関との連携が進んだことにより、件数が増加しましたが、対応の内訳では「助言指導」（児童・保護者等への面接指導や市町村への助言）など、比較的軽度の案件が増加しています。

早期に発見し、発見した場合は関係機関が早期に対応することが、事案の重篤化を防止することにつながることから、引き続き、関係機関の連携強化に努めてまいりたいと考えています。

### 《主なポイント》（詳細は、別紙参照）

#### （１）相談対応件数

平成30年度は、848件（平成29年度：794件）となった。

※ 相談対応件数は、児童相談所が相談や通告を受け指導や措置等の対応を行った件数で、結果的に虐待と認められなかったものを含む。

#### ○件数が増加した要因としては、

- ① 児童虐待の事件報道や、児童福祉法等の改正内容の周知、児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化(189)に関する普及啓発等により、県民の児童虐待通告に対する意識が高まってきていること
- ② 国や県等における児童虐待防止対策の強化などにより、関係機関（警察等）と児童相談所の情報共有がさらに進んできていることが考えられる。

#### （２）対応状況

##### ○ 上記（１）のうち、

- ・ 「施設入所等」が必要な案件は22件と平成29年度（26件）から4件減。
- ・ 児童・保護者等への面接指導や市町村への助言などの「助言指導」が578件（H29：545件）と増加するなど、施設入所等の「措置」以外の比較的軽度の案件が増えている。

#### （３）今後の対応

- 児童虐待対応は、早期に発見し、発見した場合は市町村や警察など関係機関が連携して介入するなど早期の対応をとっていくことが、事案の重篤化の防止につながると考えており、今後も関係機関の連携強化に努めてまいりたい。

## 1 児童相談所における児童虐待相談対応件数

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全 国	(5.0%) 42,664	(3.6%) 44,211	(27.5%) 56,384	(6.3%) 59,919	(11.3%) 66,701	(10.6%) 73,802	(20.5%) 88,931	(16.1%) 103,286	(18.7%) 122,575	(9.1%) 133,778	(19.5%) 159,850
富 山 県	(-11.3%) 298	(-3.8%) 257	(0.4%) 258	(0.0%) 258	(9.7%) 283	(-0.7%) 281	(10.0%) 309	(15.9%) 358	(75.7%) 629	(26.2%) 794	(6.8%) 848

※1 相談対応件数は、児童相談所が相談や通告を受け指導や措置等の対応を行った件数で、結果的に虐待と認められなかったものを含む

※2 H22年度全国の対応件数は東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

※3 ( )内は対前年度増減率

## 2 虐待相談の経路

年度	相談 経路	家族	親戚	近隣 知人	児童 本人	関 係 機 関								計	
						市町 村窓 口等	児童 委員	保健 所	医療 機関	児童 福祉 施設	警察	学校 等	その 他		関係 機関 計
H27		76	0	35	1	57	0	1	11	24	63	71	19	246	358
H28		66	2	34	5	145	1	0	16	45	232	45	38	522	629
H29		73	11	74	5	125	2	0	22	44	316	71	51	631	794
H30		61	12	137	7	109	0	0	17	30	361	58	56	631	848

## &lt;件数増加の背景や相談経路について&gt;

(1) ①児童虐待の事件報道、②児童福祉法や児童虐待防止法の改正内容の周知、③児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化(189)の広報等により、県民の児童虐待に対する意識が高まってきていると考えられること。「近隣、知人」からの通告が増加している

(2) 国や県等における児童虐待防止対策の強化などにより、面前DV(※)等の心理的虐待に関するもの等について、警察から児童相談所への通告件数が増加するなど、関係機関と児童相談所が情報共有して連携する対応が進んできていること。

(※) 面前DV：子どもの前でDVなど家族に対する暴力を見せること。心理的虐待に該当する。

(参考) 市町村における児童虐待相談対応件数

- ・平成28年の児童福祉法改正により、児童に身近な自治体としての市町村の役割・責務が明確化されたほか、市町村要保護児童対策地域協議会の調整機関における専門職員の配置や研修受講が義務付けられるなど、市町村の支援体制の充実が図られている。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全国の市町村	67,232	70,102	73,200	79,186	87,694	93,458	100,147	106,615	集計中
県内の市町村	214	211	261	269	302	309	414	502	439

※1 H22年度は東日本大震災の影響により、岩手県及び宮城県(仙台市以外)の一部、福島県を除いて集計した数値

※2 児童相談所と市町村の両方で相談対応しているケースが一部ある

### 3 虐待相談の相談種別

年度	相談種別	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	計
H27		97	6	135	120	358
H28		136	12	287	194	629
H29		177	2	379	236	794
H30		175	3	455	215	848

- ①「心理的虐待」が最も多く 455 件（構成比 53.7%）、次いで「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」が 215 件（同 25.4%）、「身体的虐待」が 175 件（同 20.6%）となっている。
- ②平成 29 年度に比べ、「心理的虐待」が増加している（+76 件、1.2 倍）が、面前DVを含む心理的虐待に関して警察からの通告の増加が主な要因と考えられる。

### 4 虐待相談の主な虐待者

年度	虐待者			母 計			その他	計
	実父	実父以外の父親	父 計	実母	実母以外の母親	母 計		
H27	113	17	130	214	3	217	11	358
H28	237	39	276	339	3	342	11	629
H29	315	50	365	424	2	426	3	794
H30	312	42	354	469	5	474	20	848

「実母」が最も多く 469 件、次いで「実父」が 312 件となっている。

### 5 対応状況

対 応		H27	H28	H29	H30	備考
措 置	①施設入所等	23	22	26	22	児童養護施設、乳児院、里親委託等
	②児童福祉司指導	8	9	23	14	児童福祉司による指導
	③訓戒・誓約	3	40	38	41	保護者等に訓戒を加え、又は誓約書を提出させるもの
措 置 以 外	④助言指導	251	448	545	578	児童・保護者への面接など1～3回程度の助言・指示等による指導（市町村への助言（要保護児童対策地域協議会への参加を含む））
	⑤継続指導	44	56	65	42	心理療法やカウンセリング等による継続的な指導
	⑥他機関あっせん	3	13	15	27	児童の転居先の児童相談所への移管 等
	⑦その他	26	41	82	124	安全確認がされ虐待と認められなかったもの、措置解除がされたものなど
計		358	629	794	848	

「①施設入所等」が必要な件数は 22 件と平成 29 年度（26 件）から 4 件減。児童・保護者等への面接指導や市町村への助言を内容とする「④助言指導」（H29：545 件→H30：578 件）が増えている。また、「⑦その他」の増（H29:82 件→H30：124 件）については、通告があったものの虐待とは判断されなかった事案の増によるもので、児童虐待通告に対する県民意識の高まりが背景にあると考えられる。

### 6 被措置児童虐待の状況（児童福祉法第 33 条の 16 に基づく公表）

平成 30 年度 0 件（平成 25 年度以降は 0 件）

児童福祉法第 33 条の 16

都道府県知事は、毎年度、被措置児童虐待の状況、被措置児童虐待があった場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。（この条項は、平成 20 年の法改正で追加され、平成 21 年 4 月 1 日より施行）

## 7 今後の児童虐待防止対策について

児童虐待対応は、早期に発見し、発見した場合は市町村や警察など関係機関が連携して介入するなど早期の対応をとっていくことが、事案の重篤化の防止につながると考えており、今後も関係機関の連携強化に努め、児童虐待の予防から早期発見・早期対応、児童の自立支援に至るまで切れ目のない総合的な児童虐待防止対策を実施してまいりたい。

### (1) 虐待の発生予防

#### ①乳児家庭全戸訪問事業（市町村事業）

生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、保護者の心身の状況等を把握

#### ②養育支援事業（市町村事業）

育児に関する支援が必要な家庭に対し、保健師等による具体的な指導助言等を実施

#### ③子育て世代包括支援センター事業（市町村事業）

妊娠期から出産期、子育て期までにわたる総合的相談支援を保健センター等においてワンストップで提供

### (2) 発生時の迅速・的確な対応

#### ①児童相談所における相談・支援体制の整備

- ・24時間365日相談体制の確保や児童相談所全国共通ダイヤル「189」
- ・**拡** 職員体制の強化(H31：児童福祉司3名、児童心理司2名増)
- ・児童福祉司任用後研修、職員の資質向上研修の実施
- ・一時保護中の児童のための学習指導員(教員OB)の配置
- ・家庭裁判所への申立等について、法律の専門家である弁護士に手続の代理等を依頼する体制を整備

#### ②市町村における相談・支援体制の充実

〔市町村〕 要保護児童対策地域協議会を構成する教育委員会、警察署、民生・児童委員などの関係機関との連携による早期発見・早期対応

〔県〕 要保護児童対策地域協議会への参加、市町村要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職員の任用後研修の実施

#### ③関係機関との連携強化

- ・**新** 児童虐待防止ハンドブック作成・説明会の実施
- ・**新** 保育士・幼稚園教諭等向け児童虐待防止研修会の実施
- ・医療機関向け児童虐待防止研修会の実施
- ・教育関係者向け児童虐待防止研修会の実施
- ・社会的養護関係機関研修会の実施

#### ④県民への普及啓発の実施

- ・**新** 児童虐待（面前DV）防止普及啓発リーフレット・ポスター作成・配布・掲示

### (3) 要保護児童の自立支援

#### ①親子関係の再構築の支援

児童相談所や市町村、施設など関係機関が連携し、保護者・児童等への訪問・相談支援を通じて親子関係の修復や家庭復帰の取組みを促進

#### ②里親委託の推進

社会的養護を必要とする児童が家庭における養育環境と同様の環境のもとで生活できるよう、里親制度の普及啓発や里親登録者への研修等を実施

### (4) 関係機関や有識者による検討委員会（8月以降開催）

- ①児童相談所の体制の強化、②市町村の体制強化に対する支援や市町村との連携の強化、③関係機関との連携強化、などについて検討